

(参考)法定外税の仕組み

- 地方団体は、地方税法で定められている税目（法定税）以外に、地方団体の条例により税目を新設でき、これを法定外税という。法定外税には、法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。

■地方税法(抄)

(道府県が課することができる税目)

※市町村が課することができる税目は第5条に規定。

第四条 道府県税は、普通税及び目的税とする。

2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。(略)

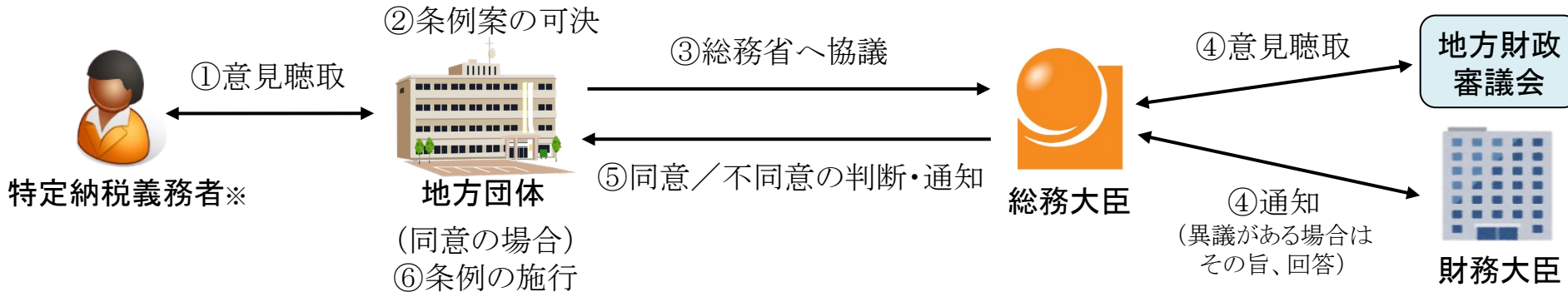
3 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

4～5 略

6 道府県は、前二項に規定するものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

- 法定外税を新設・変更する場合は、総務大臣の同意が必要。

<法定外税を新設・変更する場合の協議・同意等の流れ>



※法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者

総務大臣の同意

総務大臣は、次のいずれかに該当すると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- (3) (1)及び(2)のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

事業用発電パネル税の概要

税名・税目	事業用発電パネル税（法定外目的税）
課税客体	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
税収の用途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者
税率	1㎡あたり50円
非課税事項等	<ol style="list-style-type: none">1 建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業2 発電認定容量が10kw未満の太陽光発電設備による発電事業3 発電認定容量が50kw未満の太陽光発電設備による発電事業で、その事業区域に砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれも含まないもの4 太陽光発電事業者が地域住民等に対し、円滑な関係を維持するため、寄附金を支出した場合には、税額の20%を上限として、その寄附金相当額を税額控除する。
徴収方法	普通徴収
課税期間等	5年間 本税施行後5年ごとに、必要がある場合は、条例に検討を加え所要の措置を講ずる。